

○江戸川区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和二年三月三十日条例第五号

改正

令和 五年 三月三〇日条例第一四号

令和 七年 六月三〇日条例第四七号

江戸川区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第一項の規定に基づき、江戸川区における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第三条 法第四十五条第一項の規定による条例で定める基準は、この条例に特別の定めがあるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

(保育所の設備の基準)

第四条 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所の乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であることとする。

2 満二歳以上の幼児を入所させる保育所は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、調理室及び便所を設けることとする。

(保育所の職員)

第五条 保育士の員数は、保育所の開所時間を通じて常時二人を下回ってはならない。

(保育所の開所時間)

第六条 保育所の開所時間は、原則として一日につき十一時間とする。

(児童発達支援センターの職員)

第七条 省令第八条第二項の規定にかかわらず、児童発達支援センターは、保育所、家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）若しくは認証保育所（法第三十五条第四項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都が

認証したものをいう。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

追加〔令和七年条例四七号〕

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

一部改正〔令和七年条例四七号〕

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する設備であつて、第四条及び省令第三十二条に規定する基準に適合しないものについては、その適合しない部分に限り、当該基準を適用しない。

(保育所の職員配置に係る特例)

3 省令第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

一部改正〔令和五年条例一四号〕

4 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、省令第三十三条第二項本文の規定により算定した保育士の数が一人となる場合には、第五条の規定は、当分の間適用しないことができる。この場合においては、保育士一人に加え、東京都知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を一人以上置かなければならない。

5 前項の事情に鑑み、省令第三十三条第二項に規定する基準の適用については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことが

できる。

- 6 付則第四項の事情に鑑み、省令第三十三条第二項に規定する基準の適用については、当分の間、保育所が八時間を超えて開所する日において開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、その超える数の範囲において、当該保育所が雇用した者であつて、東京都知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。
- 7 前二項の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、付則第三項本文又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、省令第三十三条第二項本文の規定により算定した保育士の数の三分の二以上、置かなければならない。

一部改正〔令和五年条例一四号〕

付 則（令和五年三月三〇日条例第一四号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

付 則（令和七年六月三〇日条例第四七号）

この条例は、公布の日から施行する。